第２号様式（第４条関係）

特　例　直結直圧式給水条件承諾書

　　　年　　　月　　　日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

所有者又は工事施行承認申込者(所有者となる場合)

住 所

氏名・名称及び代表者名

　　　 電話番号

|  |
| --- |
| 給水装置場所　　　　　　　　　　　区 |
| 工事施行者　　　　　　　　　　　　氏名又は名称  （指定給水装置工事事業者）  　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |

給水方式を特例直結直圧式とするに当たり、次の条件について承諾します。

１　直結給水には、受水槽のような貯留機能がないため、断水や水圧低下のときに水の使用ができなくなること。

２　断水や水圧低下の発生を予見することが困難であること。

３　損害補償

特例直結直圧式による給水に起因して、逆流又は漏水が発生し、本市、他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償すること。

４　所有者等の継承

所有者又はこの建築物等を管理する者を変更する場合は、変更後の所有者又はこの建築物等を管理する者に、この条件承諾書に掲げる事項について熟知させること。また、この建築物等の部屋等の賃貸をする場合は、関係者にこの条件承諾書に掲げる事項について熟知させること。

５　既設の給水装置又は受水槽以下装置の給水方式を特例直結直圧式に変更した場合、これに起因する漏水、赤水等が発生したときは、給水装置の布設替等を所有者の責任において行い、本市の指示に従い直ちに改善をすること。

６　当該給水装置に直結する増圧給水設備の設置に必要な空間を設けること。

７　平時の備え

給水上支障が生じた場合に備え、日頃から所有者、この建築物等を管理する者、使用者その他利害関係人との間での連絡体制を整え、この条件承諾書に掲げる事項の周知や、給水方式を直結増圧式とする工事の施行業者の確保等に努めること。

８　給水上支障が生じた場合の処置

配水管の水圧変動、使用水量の変化等の事情により水圧、水量の不足等給水上の支障が生じたとき又はそのおそれがあるときは、直ちに給水方式を直結増圧式とする工事を施行すること。また、その給水上の支障の原因が一時的な場合は、使用者又は所有者の責任で低層階の給水栓を共用するなどにより対処すること。

９　条例・規程等の遵守

この条件承諾書に掲げることのほか、特例直結直圧式による給水装置の管理、水の使用等について、川崎市水道条例、川崎市水道条例施行規程等を遵守すること。

１０　この条件承諾書に掲げる事項を使用者等に周知徹底し、特例直結直圧式による給水に起因する紛争等については当事者間で解決し、本市には一切迷惑をかけないこと。

第２号様式（第４条関係）

特　例　直結直圧式給水条件承諾書

○○　年　○○　月　○○　日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

窓口に提出する日付を記入してください。

所有者又は工事施行承認申込者(所有者となる場合)

住 所　　○○市△△区△△町△丁目△番地

氏名・名称及び代表者名 　　　　　　　○○　○○

　　　 電話番号 　○○○－○○○－○○○○

|  |
| --- |
| 給水装置場所　　　　　　　○○区　○○町　○丁目　○○－○番地　　○○マンション |
| 工事施行者　　　　　　　　　　　　氏名又は名称　　○○給水装置工業㈱  （指定給水装置工事事業者）  　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　○○○－○○○－○○○○ |

給水方式を特例直結直圧式とするに当たり、次の条件について承諾します。

１　直結給水には、受水槽のような貯留機能がないため、断水や水圧低下のときに水の使用ができなくなること。

２　断水や水圧低下の発生を予見することが困難であること。

３　損害補償

特例直結直圧式による給水に起因して、逆流又は漏水が発生し、本市、他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償すること。

４　所有者等の継承

所有者又はこの建築物等を管理する者を変更する場合は、変更後の所有者又はこの建築物等を管理する者に、この条件承諾書に掲げる事項について熟知させること。また、この建築物等の部屋等の賃貸をする場合は、関係者にこの条件承諾書に掲げる事項について熟知させること。

５　既設の給水装置又は受水槽以下装置の給水方式を特例直結直圧式に変更した場合、これに起因する漏水、赤水等が発生したときは、給水装置の布設替等を所有者の責任において行い、本市の指示に従い直ちに改善をすること。

６　当該給水装置に直結する増圧給水設備の設置に必要な空間を設けること。

７　平時の備え

給水上支障が生じた場合に備え、日頃から所有者、この建築物等を管理する者、使用者その他利害関係人との間での連絡体制を整え、この条件承諾書に掲げる事項の周知や、給水方式を直結増圧式とする工事の施行業者の確保等に努めること。

８　給水上支障が生じた場合の処置

配水管の水圧変動、使用水量の変化等の事情により水圧、水量の不足等給水上の支障が生じたとき又はそのおそれがあるときは、直ちに給水方式を直結増圧式とする工事を施行すること。また、その給水上の支障の原因が一時的な場合は、使用者又は所有者の責任で低層階の給水栓を共用するなどにより対処すること。

９　条例・規程等の遵守

この条件承諾書に掲げることのほか、特例直結直圧式による給水装置の管理、水の使用等について、川崎市水道条例、川崎市水道条例施行規程等を遵守すること。

１０　この条件承諾書に掲げる事項を使用者等に周知徹底し、特例直結直圧式による給水に起因する紛争等については当事者間で解決し、本市には一切迷惑をかけないこと。